令和5年5月29日

課 名 土木建築局都市環境整備課

担当者 盛土対策担当監 岡田

内 線 4128

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に向けた取組について

1 要旨・目的

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の運用開始に向けた取組状況 等について説明する。

2 現状・背景

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、 土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、盛土規制法が令和5年5月26 日に施行された。本県は早期の運用開始を目指し、昨年度から国や市町と協議・調整しながら 取組を進めているところである。

3 盛土規制法の概要

(1)規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる エリアが規制区域となり、宅地造成等工事規制区 域(以下「宅造区域」という。)と特定盛土等規 制区域(以下「特盛区域」という。)を指定

規制区域のイメージ 空地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 森林 企地

(2) 安全な盛土等の造成

規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合は、あらかじめ都道県知事等の許可が必要

(3) 盛土等を安全に保つ責務

過去の盛土等を含め土地所有者等が常に安全な状態に維持する責務について明確化

(4) 実効性のある罰則

無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化

4 運用開始に向けた取組

- (1) 政令市(広島市)、中核市(呉市、福山市)を除く全市町を対象に規制区域を指定する。
- (2) 盛土に対する規制が現状よりも緩和されることがないよう<u>広島県宅地造成及び特定盛土等規</u>制法施行条例(以下「上乗せ条例」という。)を定める。
- (3)新たな事務を行うこととなるため、広島県手数料条例(以下「手数料条例」という。)を改正する。

5 取組の概要

(1) 規制区域の指定(規制区域(案) 別紙1)

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき市町の意見を伺いながら規制区域(案)を作成したところ、全域が宅造区域または特盛区域となり、現行の広島県土砂の適正処理に関する条例(以下「土砂条例」という。)と同様に、区域指定後は一定規模以上の盛土等に関する工事については事前に許可が必要となる。

今後パブリックコメントの実施や県民・関係者への周知に努めるとともに、<u>規制開始に必</u>要な環境(条例・規則の制定等)を整えたうえで令和5年9月28日の運用開始を目指す。

(2) 上乗せ条例の制定

盛土規制法第32条では、特盛区域における許可対象の範囲を都道府県が条例で定めることができることとなっている。本県では土砂条例による規制状況等を鑑み、現状**よりも規制が緩和されることがないよう上乗せ条例を令和5年6月定例会に上程する。

※ 広島県では土砂条例により県土全域における 2,000 ㎡以上の盛土等を許可制とし、広島市、三原市及 び東広島市では 500 ㎡以上を、大崎上島町では 1,000 ㎡以上を市町独自条例により許可制とされている。

特盛区域内での許可等の取扱について

盛土等の面積	国土交通省(盛土規制法)	広島県(上乗せ条例)
500 ㎡超 3,000 ㎡以下	届出制	<u>許可制</u>
3,000 ㎡超	許可制	(上乗せ条例により 500 ㎡超
	(許可制の範囲は条例で決定)	を許可制に統一)

国土交通省は、届出制(法27条関係)の提出書類は許可制と同じ書類と定めている。

(3) 手数料条例の改正

盛土規制法では新たに権利者同意の確認、定期報告及び中間検査等の事務が追加されたことから、これらの事務に要する手数料を加算するため手数料条例の改正について令和5年6 月定例会に上程する。

6 今後の対応

5月29日 規制区域についてパブリックコメントを開始(7月14日まで)

6月定例会 盛土規制法に基づく上乗せ条例、手数料条例を上程

9月 常任委員会でパブリックコメントの結果報告

9月28日 規制区域を指定、許可事務等の運用を開始予定

